

令和6年2月6日
共 産 党

電動キックボードの取締り強化を求める意見書（案）

令和5年7月から施行された改正道路交通法により、電動キックボードは最高速度や車体の大きさ等、一定の基準を満たしたものを対象に、16歳以上であれば運転免許証が不要となり、低速時は歩道も走行できることとなった。また、ヘルメット着用も努力義務へと緩和された。

一方で、施行から半年間で、人身事故は85件発生し、交通違反は全国で7,130件に上り、4倍以上に急増している。交通違反で最も多いのは、低速モードに切り替えないまま歩道に進入するなどの通行区分違反が3,440件であるが、次いで、信号無視2,685件、一時不停止463件のほか、酒気帯びも37件報告されており、重大な事故への懸念が指摘されている。

これまで、運転免許を持っている人は自転車走行の時も安全で法規制を順守した運転傾向が高いとされてきた。このことは、免許試験合格のためルールやマナーの学習、免許更新時の講習などで交通安全教育が義務付けられているためと考えられている。

利用者が増加し、免許不要としている中で、一層のルールの周知や順守を徹底することが求められる。

よって、板橋区議会は、政府に対し、電動キックボードの走行ルールの周知徹底を図り、取締りを強化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

国土交通大臣 宛